

研修履歴を
活用した対話に
基づく受講奨励



研修履歴を
活用し対話

研修を
受講

研修履歴を
記録

対話による
振り返り

- 「新たな教師の学びの姿」を実現
- 主体的な資質向上・能力開発

手引（令和6年3月改訂）のポイント

1 「記録対象研修」 ⇒ 「必須記録研修」へ改称 「記録対象研修」以外 ⇒ 「任意記録研修」とする

【必須記録研修】

記録することが必須であり、
任命権者が記録する研修

○ 該当する研修等

- ア 県総合教育センターが主催する研修（経験年数別研修、担当者研修、専門研修等）
- イ 県総合教育センターの「おかやまオンデマンド研修」
- ウ 県教育庁各課室・教育事務所が主催する研修等
- エ 県が派遣している国の研修（中央研修等）、教職大学院、大学での長期専門研修
- オ 県が派遣している企業研修
- カ 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- キ 免許法認定講習
- ク 教職員支援機構（NITS）岡山大学センターの研修

○ 記録の方法

- ・クを除き、県総合教育センターの「講座受付システム」に研修履歴が自動的に記録されます。システムから履歴を閲覧することもできます。



教員等の個人が記録の保存・管理を行う必要はありません。

【任意記録研修】

記録することが任意であり、
教員等の個人が記録する研修

○ 研修等の例

- ・市町村教育委員会等が実施する研修
- ・校内研修・研究
- ・小学校教育研究会（小教研）、中学校教育研究会（中教研）、高等学校教育研究会（高教研）、特別支援学校教育研究会、市町村の教科・領域等の研究会等
- ・農業・工業・商業・家庭等の専門性向上に係る企業等での研修
- ・教員が自主的に参加する研修等

○ 記録の方法

- ・教員等の個人が電子ファイル等に記録し、適切に保管します。
※記録することが負担とならないよう留意してください。



異動の時には？

令和5、6年度の研修履歴の引継ぎは教員等の個人が紙媒体もしくは電子ファイル（メールや外部記憶装置）を利用して行います。詳細については、手引（令和6年3月改訂）P.9を参照してください。

2 「eラーニング研修」 ※県総合教育センターや 教職員支援機構（NITS）の 複数の動画を研修講座化したもの。 ⇒ 「おかやまオンデマンド研修」へ改称



手引（令和6年3月改訂）の
ダウンロードは岡山県総合教
育センターのホームページから

ダウンロードは
こちら



岡山県教育委員会

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について

1 当初面談等

・校長と教員等が対話を通して、次の①②の観点等から受講する研修の方向性を確認します。



- ① 岡山県教員等育成指標及び研修計画、教員等の個人の職責・経験・適性に照らした資質の向上
- ② 学校が目指す教育を進めるために必要な専門性・能力の確保

【面談例1】

小学校 教諭 初任期（3年目）



ここまで教科指導を中心に頑張ってきたが、今年は、不登校・長期欠席の未然防止について勉強したいと思っている。

高めたい資質について対話し、生徒指導に関する県総合教育センターの専門研修の受講を奨励する。また、3年目研修も充実したものとなるよう助言する。

【面談例2】

中学校 教諭 ベテラン



経年研を修了し、年数が経ったことから、教科指導の最新情報が知りたい。しかし、校内事情で教科指導の集合研修には参加が難しい。

おかやまオンデマンド研修「学習指導要領と教科等の指導（中学校）」の受講を奨励し、分割して視聴するなど、勤務時間内に受講できるように話し合う。

【面談例3】

高等学校 主幹教諭



今年も地域連携担当を務めている。集合研修を受講して知見を広め、学校の取組をさらに活性化させたいと考えている。

県総合教育センターの専門研修「PBL推進研修」の受講を奨励する。都合がつかない場合は、おかやまオンデマンド研修「地域連携」を適切な時期に受講することを奨励する。

【面談例4】

特別支援学校 教諭 中堅



特別支援学校における授業づくりに懸命に取り組んできたが、今年はインクルーシブ教育について理解を深めたいと考えている。

本人の経験と考えを丁寧に聞き取る。その上で主体的に研修が受講できるように配慮しつつ、県総合教育センターの専門研修の受講を奨励する。

2 研修の受講

・県総合教育センター、県教育庁各課室・教育事務所が主催する研修等。
詳しくは手引や別途通知する研修一覧をご覧ください。

※おかやまオンデマンド研修は事前申込不要です。

手引（令和6年3月改訂）のダウンロードはこちら



3 最終面談等

・校長と教員等が対話を通して、育成指標に定められた資質能力がどの程度身に付いているかを確認・共有するほか、次年度以降の職能開発の目標を話し合います。



※上記の進め方や観点等は例示です。別途通知する手引を参照し、適切な実施をお願いします。

Q 研修履歴をどのように活用するのですか。

A 必須記録研修や任意記録研修の受講状況を参考にして、受講奨励が行われます。令和6年度の当初面談時には、事前に教員等が自らの資質の向上や目標設定のために、これまでに受講した研修や学びについて振り返っておくことは有益だと考えられます。



Q 3年程度の間、必須記録研修を必ず受講しなければならないのですか。

A 3年程度は受講奨励の目安とする期間であり、この期間に必須記録研修を必ず受講することを示したものではありません。育児休業等により受講間隔が3年程度以上になることも考えられます。